

令和 3 年 5 月 1 3 日

就職氷河期世代支援に関する行動計画 2 0 2 0（令和 2 年 12 月 25 日）

「ひきこもりの社会参加支援」について

KHJ 全国ひきこもり家族会連合会からの要望書

特定非営利活動法人KHJ 全国ひきこもり家族会連合会

1. 社会参加支援（長期のひきこもり者）にあたっての理念の共有について

- ①「1 人 1 人の幸せに生きる権利」を認識し、「それぞれが望む幸せに寄り添う」ことを支援の目的とする
- ②「ひきこもり」状態に陥るのは「自己責任」ではなく「社会全体で取り組む課題」であることを明記
- ③要因のすべてが疾患や障害ではなく、学校現場や職場などでの社会的ストレスから起因することが多いため、「ひきこもり」を生み出す社会構造を当事者の視点で改革できるよう推進する
- ④ひきこもり等の社会参加支援施策のエビデンスを評価・蓄積（3 年間の集中期間後も、息長く推進できる仕組み）

2. 都道府県及び市町村プラットフォームは労働部局の主導ではなく、福祉部局と労働部局が協働して、成果や就労重視でない取組を実施していただきたい

- ・就労率のデータや KPI だけを切り取って、目標達成としないほしい。
- ・前項 1 の理念に基づき、目の前のひとりひとりに寄り添い、「生き方支援」として社会参加支援を捉えて頂きたい。

3. 「寄り添い力」を持った人材育成と、ひきこもりピアサポーターの活用

（ひきこもり当事者経験者の強味を活かした支援）

- ①ひきこもる本人や家族の心情を理解し「寄り添い力」のある支援者や医療従事者の育成・研修
- ②ひきこもりピアサポーターの支援資源としての活用
ひきこもった体験が活かせるピアサポーターへの財源投入
（社会参加の入り口となる居場所のピアスタッフなどには十分な対価をつけてほしい）

4. 経済的な理由で本人の社会参加への行動が制限されないように活動への交通費補助を検討していただきたい

社会参加支援では、居場所へ行くための交通費が無いために、外出を制限する方もいる。経済的な理由で活動制限されないよう社会参加を進めるための「当事者への交通費補助」を提案したい。

5. 行動計画 2020 に示される市町村プラットフォームについて、市町村での実施につながらず地域差がある

- ・全国プラットフォームにおいて、先進地域の取組のモデル事例を収集し、市町村へ情報共有してほしい。
- ・全国プラットフォームで議論され、良い方向が出されても、実際に具体的な支援を行う市町村レベルでの取組が、具体的に進んでいない。行動計画 2020 が、都道府県、市町村で確実に実行されていくことを望む。
- ・プラットフォームを作ったが何をしたらよいか分からないなどの自治体関係者の声も聞こえており、モデ

ル事例を提示してほしい。

- ・福祉制度を柔軟に活用し、短時間労働や、ケア付きのお試し作業など、その人に合った選択肢を提示してほしい。

例) 福祉分野と連携した社会参加モデル事例の収集など (KHJ 埼玉けやきの会)

例) 農業の方を協力事業者として、社会適応訓練事業の支援システムを利用してひきこもり本人が空き家で一人暮らしを始めた。(KHJ 山梨桃の会)

6. 社会参加支援については、就職氷河期支援プログラムの3年間の集中実施期間終了以降も、息の長い取組として継続いただきたい

- ・就労希望者への対策は3年間の集中対策でもかまわないが、ひきこもり者への社会参加支援(社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者)については、3年間の集中実施期間以降も継続的で息の長い「生き方支援」の取組を実施していく必要性について強く要望する。

※広島県では、KPI を就労支援準備事業としていたが、家族会とひきこもり地域支援センターと一緒に訴えて、「相談支援体制」の全市町村への整備を要望している (KHJ 広島もみじの会)

7. コロナ禍での雇止めも含めた離職予定者や離職者に対する支援情報提供の検討

- ・離職予定者や離職者に対する心理的ケア、社会的支援が早期に行われることが必要。
- ・コロナ禍での離職予定者や離職者への支援を企業に義務付けることを検討してほしい。

8. 市町村単位、ライフステージでの「居場所」の整備

- ①学校を卒業するまでと卒業してからも、自宅と職場以外に何もしないで居られる「居場所」の保障
- ②ひきこもり本人だけでなく、家族サロンなどの家族の悩みもサポートできる体制の整備
- ③居場所や家族会当事者活動等を通して安心できる仕事(責任のかからない作業)の機会や手当の検討、テレワークなどのフォロー

9. ひきこもる本人を最も傍で支える家族が疲弊しないよう「家族支援」の充実と家族学習会の常設

- ①「家族支援」の礎となる地域家族会を自治体内に設置し、家族会の拡充と充実を促す仕組みづくり
- ②地域家族会を「家族支援」の有用な社会資源と位置づけ、行政などの多機関、専門職との連携の充実
- ③改正社会福祉法に規定される「重層的支援体制の整備」に地域家族会も参加し、当事者団体としての声を支援体制に反映させる仕組みの構築
- ④本人の生きる意欲、エネルギーの回復のために、家族が本人への理解と対応を学ぶための学習会の常設

10. 引き出しビジネス業者の実態把握と法規制

- ①「不適切な支援」の相談窓口の明確化
- ②(被害者が)自治体の福祉部署に駆け込めば緊急保護される仕組みづくり
- ③「ひきこもり支援」をうたう業者等トラブルの被害把握
- ④消費者契約法上の第三者(本人)が、業者との契約は間違っていた(断れなかった等)と認識できるようになってから申し立てれば解約(クーリングオフ)できるような改正